



〔男女共同参画社会の実現をめざす情報誌〕

特集

育児二人^{さんかく}三脚(参画)

～お父さん! 出番ですよ～

新さんかくプラン完成

OKAYAMA

2007.3

vol. 32

DUO

[デュオ]



岡山市

子育て 二人三脚

参画 “さんかく”

お父さん、お母さん、家庭内での子育て、“二人三脚”していますか？
 子育ては女性の仕事と思っているあなた、子育てに関わりたくてもなかなか時間が持てないあなた、子育てを一人で抱え込んでいるあなた、“夫婦で協力して子育て”なんて無理だと思いませんか。今号では、男女が参画する子育てについて編集委員一同で考えてみました。

お父さん! 出番ですよ

こんな不安や悩み、
 あなたも抱えているのでは？

仕事しながら子育てって、
 大変そう...

子どもや私が急に
 病気になったりしたら
 どうすればいいんだろう？

仕事が忙しくて、
 関わりたくても関われない...

子育てと言っても、
 一体何をしたらいいのかわからない...

夫にもちょっとは
 協力してほしいけど...

毎日子どもと二人きりで
 家にいると息がつまる...

PTA活動ってなんとなく
 女性ばかりのイメージで、
 行きにくいなあ...

子どもの行事で仕事をぬけたり
 休んだりしにくいんだよね

育児休業なんか取ったら
 昇進に影響するんじゃないか

女性側は、女性自身が「育児は
 女性がしなければならぬもの」と
 思い込んでいたり、実際の
 子育てをほとんど一人で背
 負っているからその悩みが
 多いのかな？

男性側は、育児に関わりた
 と思っていても、なかなか
 できない環境におかれてい
 ること自体が悩みの種
 のよう...。それから、具
 体的に子どもとどう関わら
 ばいいのかイメージがわか
 ないことも悩みとなってい
 るみたいだね。

続いて、2組の夫妻の
 “子育て二人三脚”を
 紹介します。

山田夫妻の二人三脚



山田智美さん
 家族構成: 夫、5歳の長女、2歳の長男

仕事を持ちながら2人の子育て真っ最中で、多忙ながらも充実した毎日を送っているという山田さん。おやこクラブにお邪魔してもらい、お話を聞きました。

子育ては夫婦で役割が決まっているのですか？

いいえ、あるとすれば保育園への送りが夫、迎えが私というくらいかな？私は土日と祝日が休みで、夫は不定休なので、育児も家事も出来る時に出来る方が出来ることを、という感じですね。

夫と半々ぐらいで育児に関わっているのですか？

育児も家事も私の方が少し多め。私は遅くても19時には帰れますが、夫はそういうわけにもいかないみたいで、21時頃になることがほとんどなので...

育児で苦労していることや、悩みはどんなことですか？

一番は時間がないことです。19時に保育園のお迎えに行き帰宅してから、ひととおりの家事をして、子どもに食事をさせて、お風呂に入れて...とやっているうちに、寝かせるのがけっこう遅くなっちゃって。あと、休みには一人で子どもの面倒を見ることが多いんですけど、自分のペースで家事ができないのはストレスにもなるし、近所に相談相手や話し相手も少なく...

ストレス解消法はありますか？

夫と休みが重なる時に息抜きすること。夫が子どもを公園に連れ出してきている間に、たまっていた家事を片付けられてスッキリするし、美容院に行ったりゆったり買い物したりできるので。他にも夫に愚痴って、「そりゃ、大変だったなあ」と、「大変だ」と感じていることをわかってもらえると、少し楽になります。今日みたいに子育て仲間と喋るのもストレス発散になりますね。

苦労や悩みがあっても仕事を続けたのはどうしてですか？

今の仕事が好きだし、私の育児休暇中も夫がけこ育児に関わってくれて、「復帰しても何とかやっていけるんじゃないかな...」と思ったので。

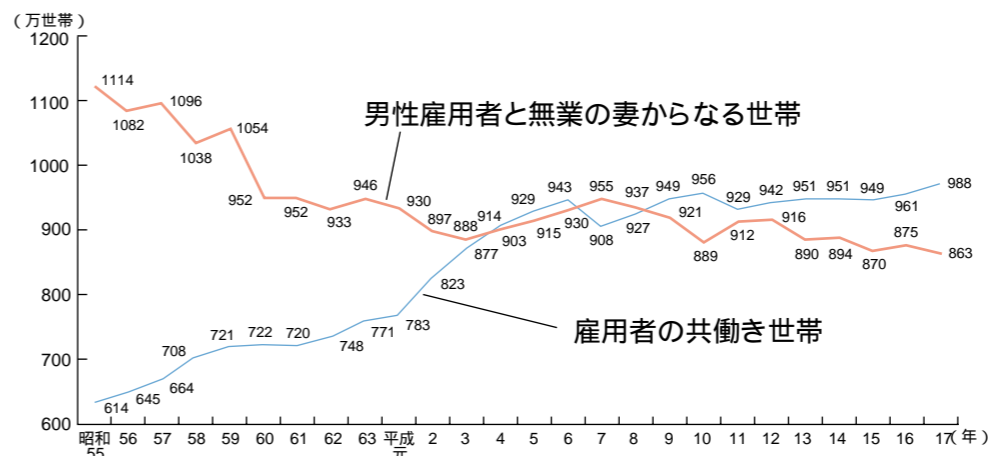
夫は育児に抵抗なく、すんなり関わってくれたのですか？

最初は少しおっかなびっくりでしたね。でも、おむつを替えたりお風呂に入れることから、ちょっとずつ手伝わってもらって、慣れてきたら、自然にしてくれるようになりました。育児中でも私が一人でやってしまわずに、一緒にやってもらったのが良かったのかな。最初が肝心かもかもしれませんね。(笑)

仕事も育児もって、大変じゃないですか？

長女の育休後、仕事に復帰してすぐの頃は、子どもが病気がかりして、まず私が休んで、次の日は夫が休んで、その後は夫の実家に預けて...ってこともありましたね。毎日とりあえず寝られたらそれでいいというような生活で、正直いつまで続くのかと思ってました。でも、そんな時期もいつの間にか終わって喉元すざれば...という感じで...。もうちょっと夫の休みが増えれば...とか、子どもの就学後を考えると学童などの施設や勤務時間短縮などの職場の制度が充実すれば...とは思いますが、今後も夫と協力しながら乗り切って、仕事も育児も楽しんでいけたらと思っています。

【共働き世帯数の推移】



ひとくちメモ

今では、男性が働き女性が専業主婦をしている世帯よりも、共働き世帯の方が多数を占めるようになりました。ライフスタイルもずいぶん変わってきているのかもしれない。

(備考)
 1. 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月、ただし、昭和55年から昭和57年は各年3月)、14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)より作成。
 2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 出典:平成18年度版男女共同参画白書

野口夫妻の 二人三脚

子育てに積極的に関わっているという
野口さんに、お話をうかがいました。



野口英臣さん
家族構成:妻、高校1年生の長女、
中学1年生の長男

子育てに関わろうと思うようになった きっかけはあったのですか？

共働きでありながら、家のことは母親まかせで知らん振りの父親を見て育ったからでしょうか。結婚した時からずっと、子育てに限らず何でも夫婦で協力して対等にやっていきたい、と強く思っていました。

お子さんが生まれてから、実際どんな風に関わっていききましたか？

おむつを替えたりお風呂に入れたり、かわいいのであれこれ面倒はみていたんですけど、親になったぞ、という実感は正直あまりなくて。ところが、長女が6ヶ月の時だったか、原因不明の高熱にうなされて、当時はやっていた髄膜炎の疑いで検査入院したんです。本当に心配で、職場から何度もかけつけて、突発性発疹で問題はないという検査結果を聞いた瞬間、何かドーンと、「親になったんだ！」と初めて実感したというか。それから、子どもと触れ合う時間がより増えたような気がします。幼児期には、幼稚園の送り迎えのときにおしゃべりしながら歩いたり、「いつまで一緒に入ってくれるのかな」と思いながらお風呂に入ったり。今も参観日とか、子どもの行事の日には仕事を休んで行くようにしています。

子育ての苦労や悩みはありましたか？

長男(第2子)の出産のとき、長女を1人で見た時が大変でした。「子どもって、こんなに言うこと聞かなかったっけ?」と、いつもしているはずの子育てが別のモノに思えました。妻がいれば、子どもがぐずったりした時には、かわって抱っこしてもらえたのが、1人だと逃げ場がないし…。妻が専業主婦だった頃、自分なりに子育てに関わっていたつもりでしたが、妻にしてみたら全然足りなかったのかもかもしれません…。(笑)仕事を辞めてずっと家にこもりきりになった妻には、社会とつながりがもてないことへのストレスもあったらうと思います。仕事に復帰してからは、イキイキして、なんかキレイになったんですよ。(照れ笑い)

中学校のPTAの活動も されているそうですね。

はい。いろんな人に会えるし、学校や子どものことも良くわかって、いい経験になります。いろいろ情報交換できる絶好の機会なんですけど、PTAの役員は圧倒的に女性が多いんですね。男性ってテレがあったり、口下手だったり、プライドがあったりする人が多いじゃないですか。会話をはずませているお母さん方の輪の中に、なかなか入りにくかったりするんですけど…。

子育てをしていて良かったと思うことは？

思春期の子どもって親を嫌ったりしがちですけど、うちでは家族みんなで一緒にキャンプに行ったりして、「また連れていってね」と言われたりするんですよ。小さい頃からずっと子育てに関わってきたから、いい関係が築けているのかなあと思います。



子育ての経験が職場で 活かされたようなことはありますか？

子どもが生まれるまではたらたらと何時までも仕事をしていたのが、少しでも早く帰るために手際よく計画的にこなすようになりました。それと、子育て中の同僚や先輩へも、より親身になって仕事や子育てのアドバイスができるようになって、コミュニケーションの機会も増えましたね。

男性の子育て参加についてひとこと。

制度が…、社会のしくみが…、慣習が…と言ってしまうと、それまで。夫婦であっても、一人の人間と人間。その2人の子どもだから単純に2人が担当する。それだけのことと思っています。

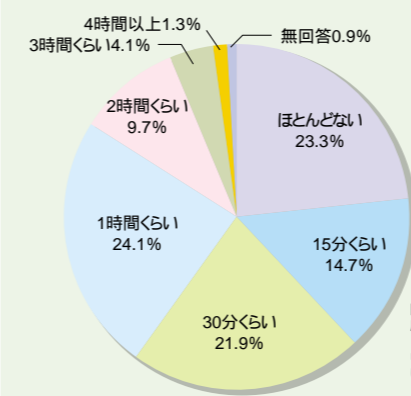
子どもたちは、お父さんと遊ぶのがだ〜いすき!

“お父さんとの遊びで何が一番たのしい?”市内の幼稚園で、子どもたちの声を拾ってみました。こんな遊びが子どもたちに大人気!

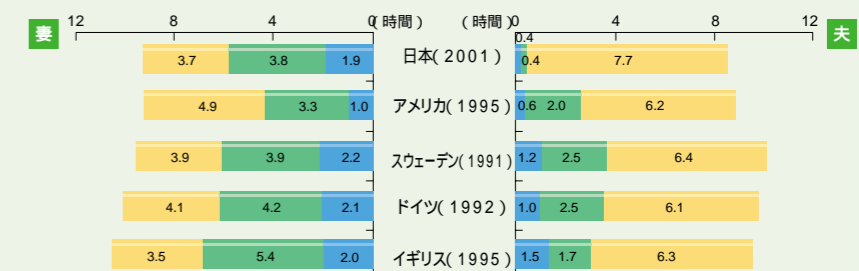


「公園で遊ぶこと!」「お人形遊び!」「戦いごっこ!」など、子どもたちはお父さんと一緒に遊べるのが、とても嬉しそう。いろいろな遊びは、子どもと父親をつなぐ架け橋になっているようです。でも、「毎日一緒に遊んでいる」という子どもは少ない状況のようです。参考までに、小学校4年生から中学校3年生までの子どもがいる保護者を対象とした内閣府の調査(下グラフ参照)を見てみると、平日に子どもと関わる時間が「30分くらい」以下の父親は6割で、関わる時間が少ない実態となっています。また、他の先進国と比較しても、日本では、父親が子どもと触れ合う時間は、最低の水準となっています。

【平日に父親が子どもと触れ合う時間】



【育児期にある夫婦の育児、家事及び仕事時間の各国比較】



(備考) 1. OECD「Employment outlook 2001」, 総務省「社会生活基本調査」(平成13年)より作成。
2. 5歳未満(日本は6歳未満)の子供のいる夫妻の育児、家事労働及び稼働労働時間。
3. 妻はフルタイム就業者(日本は有業者)の値、夫は全体の平均値。
4. 「家事」は、日本以外については「Employment outlook 2001」における「その他の無償労働」。
5. 日本については「社会生活基本調査」における「家事」、「介護・看護」及び「買い物」の合計の値であり、日本以外の「仕事」は、「Employment outlook 2001」における「稼働労働」の値。
出典:平成18年度版男女共同参画白書

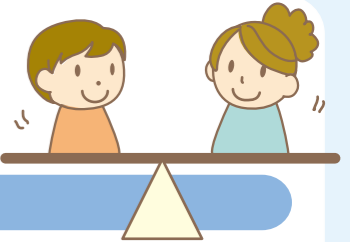
取材を終えて

山田さんや野口さんが苦労しながらも子育てを楽しんでいるのは、夫婦がお互いを思いやりながら子育てに関わっているからではないかと思いました。子育てには不安や悩みがつきものですが、子どもの満面の笑みを目にするとか、はじめて「歩いた!」「パパって言った!」「自転車に乗れた!」という場に居合わせるとか、「オセロがうまくなったなあ〜😊」とか、子どもに関わってこそ体験できる喜びも多くあるのではないのでしょうか。また、夫婦がともに子育てに関わることで、そういった喜びを共感し分かち合えるということも、二重の喜びとなることでしょう。不安や悩みはできるだけ少なく、喜びや楽しみは2倍3倍に、そんな二人三脚で、記憶に残る子育てを、あなたもしてみませんか?

子育てについては、岡山市ホームページの「子育てガイド」等をご覧ください。
困ったときにはお気軽にご相談下さい。

▶電話育児相談(専用電話)TEL086-803-1270 平日9:00~12:00・13:00~16:00

「新さんかくプラン」出来ました



21世紀の中国・四国圏の拠点として発展する政令指定都市「岡山市」の実現を目指すなか、これまでの取組を踏まえ、現行のさんかくプランの見直しを行い、平成19年度から23年度までの「新さんかくプラン」を策定いたしました。

このプランに基づき、市民・事業者の皆さんとともに、男女共同参画社会の実現をめざした取組を進め、「岡山に暮らしてよかった」と思われるまち、そして国内や世界の国々からも「岡山へ行って住みたい」と思われるまち、そんな希望に満ちたまちにしたいと考えていますので、より一層のご理解とご協力をお願いします。

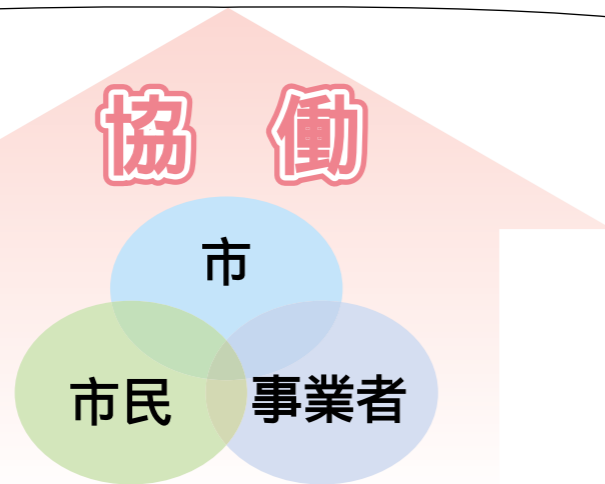
新さんかくプランでの重点的な取組

- これまでの本市の男女共同参画の取組と課題をふまえて、
- 男女平等に関する教育や学習の推進
- 女性に対する人権侵害をなくすための環境づくり
- 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しへの働きかけ
- 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実に重点的に取り組めます。

また、市の取組だけでなく、市民・事業者のみなさんが自らのこととして取り組んでいただくこと(協働)が大切ですので、家庭・地域・職場のあらゆる場面で男女共同参画が進んでいく手がかかりとなるような取組を具体的に掲げ、市民・事業者のみなさんにひとつでも多く取り組んでいただくことを通じて、男女共同参画社会を実現していくことに重点を置いています。

岡山市のめざす男女共同参画社会

性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く
「住みよいまち 住みたいまち」



【基本理念】

- 男女の個人としての尊厳の尊重
- 性別による固定的な役割分担の解消
- 家事や育児などの家庭生活における活動と仕事などのその他の活動の両立
- 政策・方針の立案及び決定に男女が共同して参画できる環境づくり
- 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援
- 国際的な取組の理解及び協調・連携
- 市民、事業者、市は主体的にその役割を果たし、互いに協働すること

新さんかくプランの主な内容

基本目標

性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重される明るいまちの実現

【市民の取組】

男女平等についての正しい理解のための学習活動に積極的に参加するとともに、男女が対等になっているか、家庭などで話し合みましょう。テレビや新聞などの男女の表現のされ方の違いをチェックしてみましょう。自分自身がされると嫌だと思ふことは、人に対してしないようにしましょう。DVやセクハラは人権の侵害であると認識し、しないようにしましょう。

【市の取組】

男女平等を推進する教育・学習
女性の人権を尊重した表現の推進のための基盤づくり
女性に対する人権侵害をなくすための環境づくり
配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進
セクハラ防止対策の推進

【事業者の取組】

性別にかかわらず、一人ひとりの能力が発揮され、生きがいを持って働ける環境づくりに努めましょう。セクハラ防止に向けての研修等に積極的に取り組むとともに、従業員が気軽に相談できる体制を整えましょう。

基本目標

性別にかかわらず多様な生き方を認め合えるあたたかいまちの実現

【市民の取組】

「男だから、女だから」という考え方にとらわれないで、「自分らしく」生きることができるよう能力や意欲を発揮しましょう。家事、育児さらに介護にあたって、自分にできることを見つけて、性別にかかわらず、家族の力を合わせて行いましょう。男性も、仕事だけでなく家庭や地域の活動にも参加しましょう。健康であることはすべての人の願いであり、自らの健康は自らが守るとともに、男女の体の特徴を理解し合い、互いに尊重しましょう。



【市の取組】

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保
女性の参画の少ない分野における対策の推進
男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の促進
多様なライフスタイル(仕事と育児の両立を含む)に対応した子育て支援策の充実
仕事と介護を両立するための支援
家庭生活と地域活動を両立するための支援性
性と生殖の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する理解の促進
生涯を通じた健康づくりに対する支援
健康をおびやかす問題についての対策の推進

【事業者の取組】

採用や昇進等にあたっては、性別の違いでなく、一人ひとりの能力等に基づいて行い、男女がともに活躍できるようにしましょう。育児・介護・学校行事、さらに地域活動等のための休暇が、性別にかかわらずとりやすい職場づくりに努めましょう。従業員の健康づくりに力を入れるとともに、特に、妊娠中や出産後の女性の従業員の健康の保持には、十分な配慮を行いましょう。

基本目標

性別にかかわらず多様な意見が生かされる元気なまちの実現

【市民の取組】

地域や職場で、自分の意見を出せる場に主体的に参加し、よりよい地域づくりや職場づくりに取り組みましょう。性別にとらわれることなく、団体等の役員を選びましょう。外国人市民と積極的に交流しながら、異文化についての理解を深め、共生しましょう。

【市の取組】

行政分野における女性の参画の促進
企業、教育機関、その他の各種機関・団体等における女性の能力発揮のための取組の促進
農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
女性の人材養成と情報の提供
男女平等に関する世界の取組についての理解と国際協力・交流の促進
岡山市に暮らす外国人への支援
市民参加による施策の一層の推進
男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」の機能の充実

【事業者の取組】

性別に関係なく、従業員の意見等を聴くとともに、女性の積極的な登用に努めましょう。人種・性別等に関係なく、外国人従業員にとって働きやすい環境づくりに努めましょう。



改正 男女雇用機会均等法 2007年4月1日スタート!!

何が
変わるの?

男性も女性も、もっと、働きやすくなります。

男性に対する差別も禁止

改正前 女性に対する差別的取扱いを禁止

改正後 男女双方に対する差別的取扱いを禁止

禁止される差別が追加、明確化

改正前 募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・解雇についての差別的取扱いを禁止

改正後 配置に係る業務の配分及び権限の付与、降格、職種の変更・雇用形態の変更、退職の勧奨、労働契約の更新についても禁止

間接差別の禁止

改正前 規定なし

改正後 厚生労働省令で定める下記3つの措置について、合理的理由がある場合以外は間接差別として禁止

[厚生労働省令で定める措置]

労働者の募集又は採用に当たって、労働者の身長、体重又は体力を要件とすること
コース別雇用管理における総合職の労働者の募集又は採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること
労働者の昇進に当たり、転勤の経験があることを要件とすること

解雇以外の不利益取扱いも禁止

改正前 女性労働者の妊娠・出産又は産前産後休業を取得したことを理由とする解雇を禁止

改正後 厚生労働省令で定める妊娠中の時差通勤などの母性健康管理措置や、深夜業免除などの母性保護措置を受けたことなどを理由とする解雇その他不利益取扱いも禁止

[厚生労働省令で定める事項]

・妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置(母性健康管理措置)を求め、又は当該措置を受けたこと
・軽易な業務への転換を請求し、又は軽易な業務に転換したこと
・育児時間の請求をし、又は育児時間を取得したこと
・妊娠又は出産に起因する症状により労務の提供ができないこと若しくはできなかったこと又は労働能率が低下したこと など

男性に対するセクシュアルハラスメントも含めた対策が義務化

改正前 職場における女性に対するセクシュアルハラスメント対策として、雇用管理上必要な配慮をすることを事業主に義務付け

改正後 男性に対するセクシュアルハラスメントについてもその保護の対象とし、雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務付け

そのほか、母性健康管理措置や、ポジティブ・アクション(男女間の格差解消のための積極的取組)に対する国の援助などについても改正されています。

詳しくは、厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/>

DUO vol.32

編集後記



趣味を共有する友達との会話って、いつも以上に盛り上がるよなあ...。今回の「二人三脚」を見て、ふとそんなことを思いました。実はこの特集を組むまで、子育てといえば「不安」が先に頭に浮かんでいた私ですが、子育てもパートナーと二人三脚すれば「一喜一憂」が「三喜半憂(?)」くらいになるんじゃないか?今ではそんな風に思えてきました。私も、いつかそんな子育てをしてみたいです。

この情報誌は、市民公募の編集委員5名が企画・編集を行いました。